平成２５年（フ）第５４５号
大阪府阪南市鳥取中247番地の１
破産者　藤本寝装店こと　藤本憲一郎
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
大阪府松原市三宅中６丁目13番32号、前住所大阪府松原市天美南４丁目８番５―306号
破産者　定　　博次
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
大阪府泉大津市式内町３番32―308号
破産者　西村　雅光
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
大阪府和泉市箕形町３丁目１番26―301号
破産者　門林　信子
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８号
島根県益田市高津４丁目21番17号、前住所島根県益田市木部町イ1150番地２
破産者　篠田　文雄
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第９４号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901番地130
破産者　隈本千代子
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第７２号
熊本市東区長嶺東６丁目30番79号　うらら館託麻小春苑302号、前住所熊本県上益城郡御船町大字辺田見1301番地６
破産者　甲野　波生
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７５号
盛岡市茶畑２丁目21番30号
破産者　鹿内　寛子
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８５号
茨城県水戸市栄町１丁目７番６号
破産者　小林　　浩
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
群馬県前橋市大利根町１丁目７番地９
破産者　浅井　雅彦
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６４４号
横浜市旭区今宿西町290番地１　シルクハイツＡ205号
破産者　中島　　唯
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６００号
神奈川県平塚市南原１丁目15番10号
破産者　大場　　洋
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１号
新潟県新発田市宮古木1081番地甲
破産者　波多野春男
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１６９号
新潟県新発田市緑町３丁目４番27号
破産者　鈴木　　宣
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１２５号
静岡県浜松市中区和合町178番地の68　スカイスクレーパー102号室、前住所静岡県浜松市東区笠井町567番地　コーポ雅102
破産者　三浦　貴也
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
静岡県磐田市中泉2205番地１
破産者　岡本　喜康
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
滋賀県野洲市行畑１丁目14番21―401号　メゾンＧＴ401号室
破産者　ガレージパートナーこと　北野　周次
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１８号
京都市伏見区桃山町大島96番地　パデシオン桃山南114号
破産者　伊藤　隆夫
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３号棟717号室
破産者　森川　洋之
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係